

愛知県環境影響評価審査会名岐道路部会 会議録

1 日時 2024年1月22日(月)午後3時から午後4時まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 議事

(1) 部会長の選任について

(2) 尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書について

4 出席者

(1) 委員

大石部会長

【オンライン出席】

阿部委員、市野委員、岡村委員、神谷委員、須山委員、内藤委員、橋本委員、
廣岡委員

(以上9名)

(2) 事務局

環境局：

近藤技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

足立課長、鈴木担当課長、高橋課長補佐、猿渡主査、渥美主査、大島主任

(以上7名)

(3) 都市計画決定権者等

6名

5 傍聴人

なし

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 部会長の選任について

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。
- ・ 部会長について、大石委員が互選により選出された。
- ・ 部会長代理について、大石部会長が岡村委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、大石部会長が須山委員と内藤委員を指名した。

イ 尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書について

- ・ 資料2から資料4について、事務局から説明があった。
- ・ 大石部会長が会議の非公開について委員に諮り、希少な動植物の位置情報の審議に限り、会議を非公開とすることとした。

<質疑応答>

【橋本委員】資料3参考資料の5～6ページの鳥類の調査結果において、高さの区分が0～5mから始まっている。鳥類が川の橋の下をくぐることがあると思うが、その場合はどの高さで記録されているのかを教えてください。道路からの高さとして道路の下をくぐる場合はマイナスで記録しているのか、それとも道路の下の川の上については道路から上に含めて記録しているのか教えてください。

また、資料3参考資料の6ページのスズメ類は、スズメ目の小鳥全般という意味なのか、スズメ目の中の一部の種という意味なのか分からないので、スズメ類とした種の範囲を教えてください。

【都市計画決定権者】1点目の、橋の下かつ日光川の上を飛んでいる鳥をどの高さで記録しているのかということについては、高さ0～5mの中で記録している。

【事務局】2点目については、都市計画決定権者に確認したところ、スズメ目に区分される鳥を取りまとめているとのことである。

【橋本委員】それであれば、カラスなども含んでいるということが分かった。

1点目について、高架ができたときの影響については、橋の下を移動する鳥には影響がないことが明らかであるが、橋の上空を移動する鳥には影響がある可能性がある。橋の下を移動した個体数と橋の上空を移動した個体数は分けて記録した方が良かったのではないかと思います。

【都市計画決定権者】調査時の飛翔状況では、橋の下かつ日光川の上を移動していた鳥はほとんどなかった。

【橋本委員】カモ類は、数は少ないものの0～5mの高さを飛んでおり、橋の下を飛んでいたのであれば全く影響がないと言えるが、橋の上を飛んでいたのであれば多少は影響があるのではないかと思います。

【大石部会長】資料3の5番では、かつて行った対策が十分に役立ったかという質問に対して、日本音響学会の研究結果などで効果があることが示されているという回答がなされているが、実際にはかつて行った対策の効果についての調査を行っていないということか。

【都市計画決定権者】遮音壁を設置する前後に調査することで対策の効果が分かると思うが、そのような調査はしていない。

【大石部会長】対策前の調査がされていなければ対策前後の比較はできないと思うが、対策後に基準を超えていないかということは調査していないのか。

【事務局】既に供用されている名古屋高速16号一宮線での調査結果が準備書4-1-21ページ表4-1-19の3番「国道22号 伝法寺8丁目」で示されており、騒音レベルは昼間73dB、夜間71dBとなっている。測定地点の位置は、準備書4-1-20ページに示されており、遮音壁が設置されている区間である。

【大石部会長】騒音対策が実施されたことで、基準を超えないようになったという見解が示されれば質問者としても安心できると思う。例えば過去にこういう工事をやって、その後基準を超える地点はなかったとか、あるいは超えてもわずかであったということは見解として示されないのか。

【事務局】準備書4-1-21ページ表4-1-19の3番の地点「国道22号 伝法寺8丁目」には、高架部分に遮音壁が設置されているが、令和元年の実測値では、夜間の要請限度を超えている。

【大石部会長】資料3の5番の見解は修正する必要はないか。

【事務局】資料3の5番の意見に対する見解は、基準をクリアするしないという観点ではなく、一般的な知見を踏まえると騒音のデシベル値を低減する効果が期待されるという観点での見解である。対策をした結果、環境基準を下回ることが望ましいとは思いますが、未対策のときと比べれば低減効果はあるものの、社会状況の変化などから実態として基準を下回っていない。資料3の5番に対しては、これはこれで一つの見解かと受け止めている。

【大石部会長】対策が役立ったかどうかという質問なので、イエス・ノーだけで答えられる部分ではあるが、難しいというのは理解した。

【廣岡委員】資料4の2-4番についてであるが、工事排水の放流先が公共用水域でないかどうかを判断できるようにすべきであるという意見に対し、適切に対応するという回答であり、意見に対する見解として回答になっていないと思う。

【都市計画決定権者】現時点で工事排水の放流先についての計画が決まっていないため、事業実施段階において水質基準が維持されるように、調査・検討の上、関係機関と調整して、適切に対応してまいりますという見解としている。

【廣岡委員】この見解では意見を無視されているように感じるのではないかと思う。現在は放流先が決まっていないので記載が難しいとか、今は記載が難しいが今後記載するなど、より丁寧な見解が考えられるのではないか。

【事務局】資料4は、準備書の縦覧中や縦覧後に一般の方から提出された意見の概要とそれに対する見解であり、法手続に沿って都市計画決定権者から知事に送付されたものである。そのため、今後この見解の修正を行うことは難しい。廣岡委員の御指摘を踏まえ、今後作成する評価書の中では、できる限り分かりやすい形で内容を整理するように求めている。

【須山委員】植物の現地調査の結果、681種確認されたということと、その中で、重要な植物3種が該当しているということについて、了承した。

準備書4-1-56ページにおいて、あらかじめ文献等の調査で調査区域に出現が予想される重要種が205種と記載されている。調査区域において、これまで確認記録のあるものについて選定したと記載されているが、調査区域はどの程度の範囲なのかを教えてください。

【事務局】準備書4-1-1ページにおいて、事業実施区域及びその周囲を調査区域とすることが記載されており、事業実施区域からおおむね片側約3kmを含む図4-1の範囲としている。基本的にはその考えだが、準備書4-1-1ページ表4-1に事業実施区域及びその周囲を含むエリアということで市町が列記されており、元の文献において具体的な重要種の生育場所が確認できないものについては、一宮市、稲沢市、岩倉市、各務原市又は笠松町の中で確認されていれば、事業実施区域及びその周囲に確認される可能性があるということでリストに挙げられている。

【須山委員】愛知や岐阜の山奥の1か所や中濃の険しい山の中の1か所でしか知られていないような植物の名前も重要種のリストに挙げられている理由を確認したかったので質問したが、元の文献に位置情報が記載されていないためということが分かった。

- ・ 希少な動植物の位置情報に関する質疑応答はなかった。

(3) 閉会